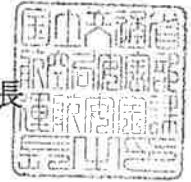


国空航第322号  
令和元年6月6日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



### G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議に伴う協力依頼について

令和元年6月8日から9日の日程で福岡県福岡市において、G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される予定となっているところ、国内外要人の身辺の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警察庁からの警備協力を要望されているところです。

つきましては、来日期間中における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう貴会傘下の会員へ周知願います。

#### 記

#### 1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添1のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

また、航空情報（ノータム）の変更など、引き続き航空情報（ノータム）の発出状況を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。

#### 2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止及び飛行自粛

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定に基づく外務省告示（別添2）により、ヒルトン福岡シーホーク及び舞

鶴公園並びにその周辺地域が飛行禁止区域として指定された。これにより、6月7日より10日までの間は、同法に基づき、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハングライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による同区域上空の飛行は禁止される。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

○小型無人機等飛行禁止法の飛行禁止区域に関する情報（外務省ホームページ）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23\\_002977.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23_002977.html)

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

以上